

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部NPO法人担当 (06-6208-9864)
処分課（担当）名	市民局総務部NPO法人担当
処分の名称	認定又は特例認定の取消し
概要	処分基準のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定を取り消す。
根拠法令等 及び条項	特定非営利活動促進法 第67条
処分基準	<p>1 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定を取り消さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第47条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき ・偽りその他不正の手段により認定、特例認定、有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき ・正当な理由がなく、法第65条第4項又は第66条第1項の規定による命令に従わないとき ・認定特定非営利活動法人等から認定の取消しの申請があったとき <p>2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき ・法第29条、第52条第4項又は第54条第4項の規定を遵守していないとき ・上記に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000375996.html
備考	